

環境保全行動計画
自動車使用管理計画
マニュアル説明会

平成22年2月17日(水)
札幌市環境局環境管理担当課

目次

- 環境保全行動・自動車使用管理計画の概要
- 計画書・報告書の作成方法
- 各種支援策

概要 (1 / 2)

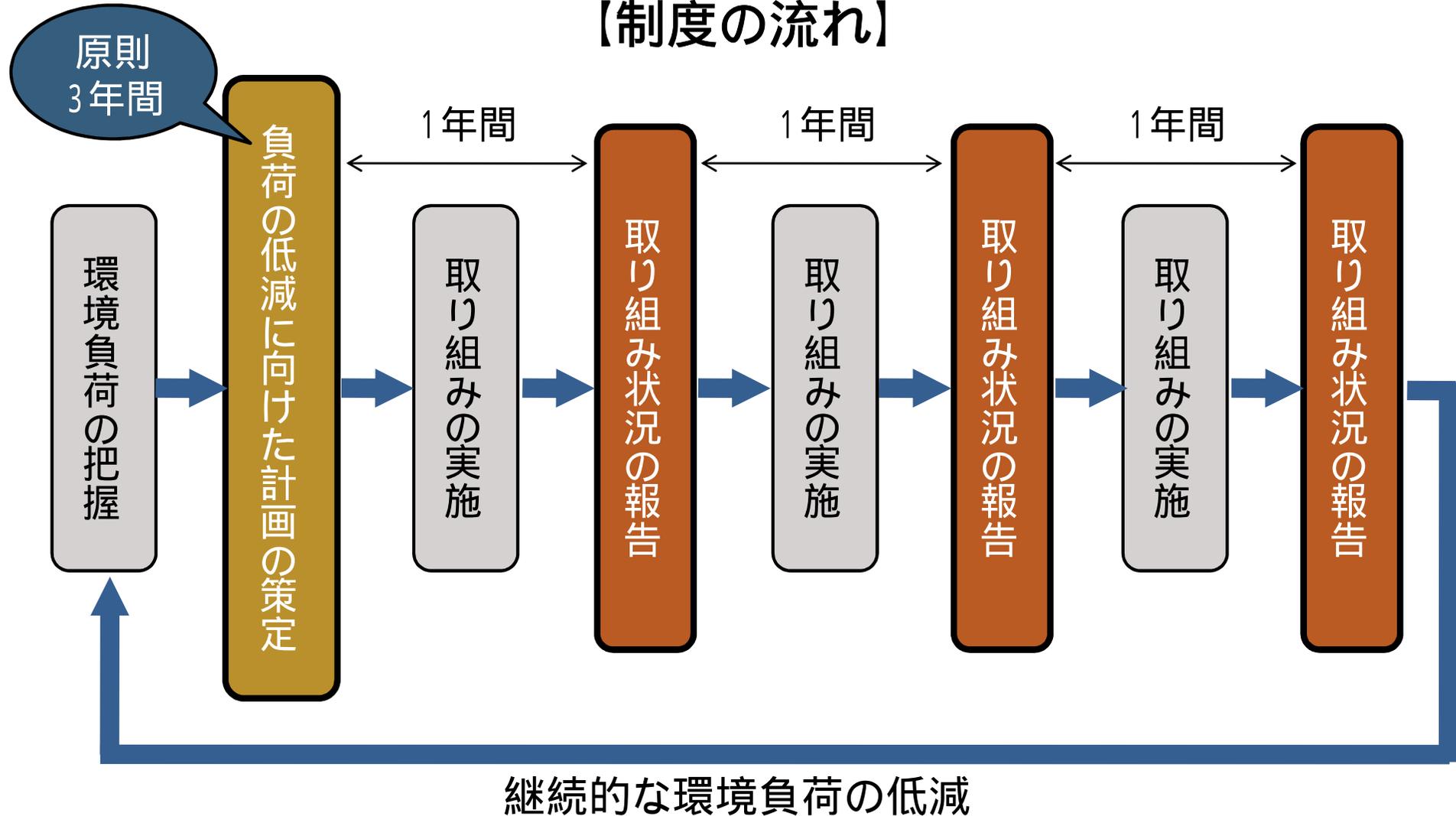
- ・平成14年 札幌市生活環境の確保に関する条例の制定により導入

- ・一定規模以上の事業者に、環境への負荷の低減に向けた計画を策定し、その取り組み状況を毎年度報告することを義務付ける制度

- ・環境マネジメントシステムの簡易的な手法を提供

概要 (2 / 2)

【制度の流れ】



札幌市生活環境の確保に関する条例

平成21年12月 札幌市生活環境の確保に関する条例、施行規則の一部を改正

【環境保全行動・自動車使用管理計画に関わる改正のポイント】

公表方法

計画・報告とも、自主公表から市長公表へ

対象となる事業者の拡大

- ・EMS認証取得している事業者も対象に
- ・対象となる事業者の要件の拡大

対象となる事業者の要件 (1/4)

環境保全行動計画の対象事業者

(札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則第12条第1項)

以下のいずれかに該当する事業者

札幌市内において常時使用する従業員数が100人以上、かつ、事業所として使用している建築物の床面積の合計が5,000㎡以上

(連鎖化事業者(フランチャイズチェーン)を含む)

札幌市内における燃料・熱・電気の年度の使用量が原油換算で1,500 kL以上

(連鎖化事業者(フランチャイズチェーン)を含む)

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第5条第6号から第11号までに規定する事業者で、札幌市内において常時使用する従業員数が21人以上、かつ、温室効果ガス(非エネルギー起源による二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ヒドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄)の種類ごとに、すべての事業所の排出量の合計が二酸化炭素換算で3,000トン以上

対象となる事業者の要件 (2 / 4)

【燃料・熱・電気の原油換算】

「(別紙1)燃料等原油換算シート」を用いて換算

使用した燃料・熱・電気ごとに
年間の使用量を集計

の使用量に単位発熱量
を乗じて発熱量(GJ)を求
める

の発熱量に
0.0258kL/GJを乗じて原
油換算

1500kL以上で対象

| 燃料等の種類 | | 年度の使用量 | 単位発熱量 | | 換算係数 | | 原油換算使用量 × × | |
|---------------------------------------|--------------------------|-------------------|--------|--------------------|--------|-------|----------------|------|
| 事業所 工場等 で使用する 燃料等 (自動車除く) | 灯油 | : kL | 36.7 | GJ/kL | 0.0258 | kL/GJ | : kL | |
| | A重油 | : kL | 39.1 | GJ/kL | | | : kL | |
| | B重油 | : kL | 41.7 | GJ/kL | | | : kL | |
| | C重油 | : kL | 41.7 | GJ/kL | | | : kL | |
| | 液化石油ガス(LPG) | : t | 50.2 | GJ/t | | | : kL | |
| | 都市ガス13A (天然ガス) | : 千m ³ | 46.0 | GJ/千m ³ | | | : kL | |
| | 電力 | 昼間 | : 千kWh | 9.97 | | | GJ/千kWh | : kL |
| | | 夜間 | : 千kWh | 9.28 | | | GJ/千kWh | : kL |
| 熱供給 (蒸気) | : GJ | 1.36 | GJ/GJ | : kL | | | | |
| 自動車 用燃料 | ガソリン (レギュラー ・ハイオク) | : kL | 34.6 | GJ/kL | 0.0258 | kL/GJ | : kL | |
| | 軽油 | : kL | 38.2 | GJ/kL | | | : kL | |
| | 天然ガス (CNG) | : 千m ³ | 40.9 | GJ/千m ³ | | | : kL | |
| | 液化石油ガス(LPG) | : t | 50.2 | GJ/t | | | : kL | |
| 合計 | | | | | | | : kL | |

対象となる事業者の要件 (3 / 4)

【温室効果ガスの二酸化炭素換算】

「(別紙2)二酸化炭素排出量計算シート」を用いて換算

対象となる排出活動 について、
「地球温暖化対策の推進に関する法律施行例」に基づく算定方法 により算出した温室効果ガスごとの排出量を集計

の排出量に温室効果ガスごとの地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素排出量に換算

(各温室効果ガスごとに)
3000t以上で対象

| 温室効果ガスの種類 | 年度の排出量 | 地球温暖化係数 | 二酸化炭素換算排出量 |
|--------------------------|--------|---------|---------------------|
| 非エネルギー起源CO ₂ | : t | 1 | : t-CO ₂ |
| メタン(CH ₄) | : t | 21 | : t-CO ₂ |
| 一酸化二窒素(N ₂ O) | : t | 310 | : t-CO ₂ |

| 温室効果ガスの種類 | 年の排出量 | 地球温暖化係数 | 二酸化炭素換算排出量 |
|--------------------------|--------------|---------|---------------------|
| ハイドロフルオロカーボン類 | HFC-23 | : t | 11700 |
| | . | : . | . |
| | . | : . | . |
| | HFC-43-10mee | : t | 1300 |
| 小計 | | | : t-CO ₂ |
| パーフルオロカーボン類 | PFC-14 | : t | 6500 |
| | . | : . | . |
| | . | : . | . |
| | PFC-51-14 | : t | 7400 |
| 小計 | | | : t-CO ₂ |
| 六ふっ化硫黄(SF ₆) | : t | 23900 | : t-CO ₂ |

地球温暖化係数: 温室効果ガスごとの地球温暖化をもたらす程度について二酸化炭素との比を表わした値

具体的な対象活動、算定方法については、環境省Webページに掲載の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照してください。

対象となる事業者の要件 (4 / 4)

自動車使用管理計画の対象事業者

(札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則第15条第1項)

札幌市内において事業の用に供するために使用する自動車^{注1}
が50台以上の事業者

【注1：事業の用に供するための自動車とは・・・】

自動車検査証に記載されている「使用の本拠の位置」が札幌市内である自動車又は市内の事業所で管理・保有している自動車で、以下の自動車を除くものをいいます。

- ・二輪自動車
- ・被けん引自動車
- ・1年未満の借り受けによる自動車
- ・商品として展示している自動車
- ・不特定多数の者が短期間使用する自動車(レンタカー(貸出用)、教習車等)

対象となる事業者の責務(1/2)

環境保全行動・自動車使用管理計画の策定・計画書の提出

環境への負荷の低減に取り組むための計画を策定し、これを記載した書面(計画書)を市長に提出

< 計画書の主な内容 >

事業活動の概要

基本的な方針

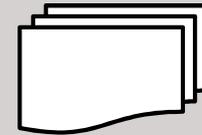
行動目標

二酸化炭素排出量削減を含む環境への負荷低減の目標

行動計画

行動目標を達成するための手段、日程、責任部署等

実施体制



策定義務のない事業者も自主的な取り組みとして計画書を任意で提出することができます。

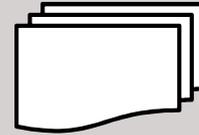
対象となる事業者の責務(2/2)

環境保全行動・自動車使用管理実施報告書の提出

計画書に基づく取り組みの実施状況を記載した書面(報告書)を市長に提出

< 報告書の主な内容 >

行動目標の達成状況
行動計画の実施状況
法規制の遵守状況
点検 見直し 等



環境保全行動・自動車使用管理計画変更書の提出

計画の内容を変更したときは、その変更の内容を記載した書面(計画変更書)を市長に提出

計画書を提出した事業者は、計画期間中に提出要件に該当しなくなった場合も、当該計画期間は報告書や計画変更書の提出が必要です。

計画書・報告書の提出時期 (イメージ)

| 事 項 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | .. |
|------------------------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----|
| 取り組みの 実施・ 燃料等の集計 | | | | | | | |
| 計画書の提出 | | 7月末日 まで提出 | 3年計画 | | 7月末日 まで提出 | 3年計画 | |
| 報告書の提出 | | | 7月末日 まで提出 | 7月末日 まで提出 | 7月末日 まで提出 | 7月末日 まで提出 | |

提出書類

| | 計画 | 報告 | 計画変更 |
|------|----------------------------|----------------------------|-------------|
| 提出書類 | (様式1) 計画提出書 | (様式2) 報告提出書 | (様式3) 計画変更書 |
| | (別添) 計画書 | (別添) 報告書 | - |
| | (別紙1) 燃料等使用量原油 換算シート | (別紙1) 燃料等使用量原油 換算シート | - |
| | (別紙2) 二酸化炭素排出量 計算シート | (別紙2) 二酸化炭素排出量 計算シート | - |
| | (別紙3) 設備概要報告シート | - | - |
| | (EMS 認証登録証の 写し) | - | - |

計画書・報告書の作成方法

Excel版様式を用いてご説明します。

提出方法等

| | 計画 | 報告 | 計画変更 |
|------|---|----|---------------|
| 提出方法 | 原則、電子ファイルで Eメール、持参又は郵送 ^{注2} | | |
| 提出期限 | 4月1日～7月31日まで | | 計画変更後 速やかに |
| 提出先 | 札幌市 環境局 環境都市推進部 環境管理担当課 kan.ems@city.sapporo.jp | | |

提出方法等

【注2：提出方法について】

持参及び郵送で提出する場合は、CD-Rにデータを入れて提出してください。

提出の際、ファイル名は変更せずに、事業者名を付けたフォルダに収めて提出してください。

以下の拡張子のファイルは受け取ることができないので、ご注意ください。

< 開く事ができない主な拡張子 >

.exe アプリケーション

.lnk ショートカット

.mdb Microsoft Accessアプリケーション

.url インターネットショートカット

現行どおり、紙での提出も可能です。

市長が公表する範囲(1/2)

□ 計画書

| 内 容 | 公表の有無 |
|----------------------------|-------|
| (様式1)環境保全行動・自動車使用管理計画提出書 | |
| 事業の概要 | |
| 事業の規模 | |
| 提出根拠 | |
| 計画書の担当部署 | × |
| 計画期間 | |
| 環境マネジメントシステムの認証登録の有無及びその種類 | |
| (別添)環境保全行動・自動車使用管理計画書 | |
| 1 基本方針 | |
| 2 行動目標 | |
| 3 行動計画 | × |
| 4 環境保全に係る実施体制 | × |
| 5 その他 | × |

(別紙1)～(別紙3)については公表いたしません。

EMS認証取得している事業者は記入を要しません。

市長が公表する範囲(2/2)

□ 報告書

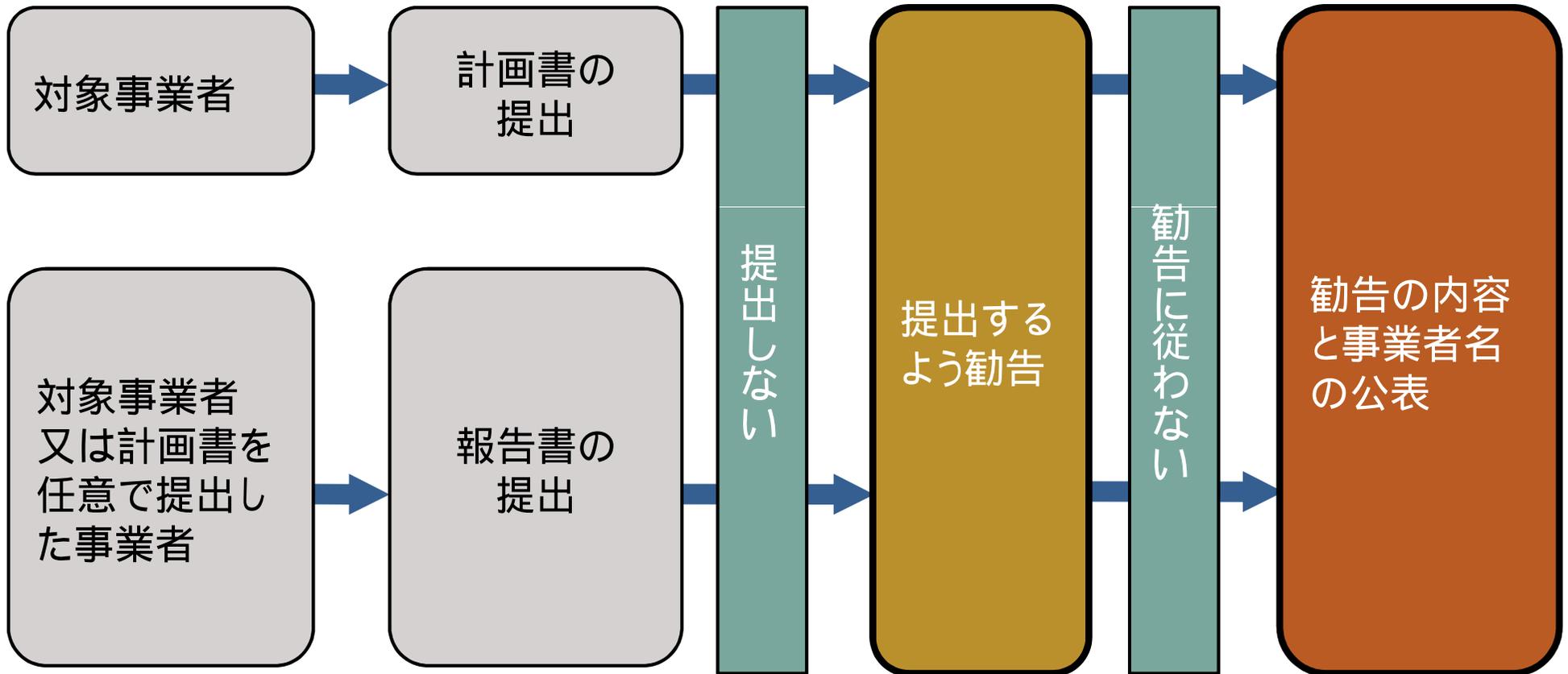
| 内 容 | 公表の有無 |
|----------------------------|-------|
| (様式2)環境保全行動・自動車使用管理実施報告提出書 | |
| 報告期間 | |
| 事業の規模 | |
| 報告書の担当部署 | × |
| 計画書提出根拠 | |
| 計画期間 | |
| (別添)環境保全行動・自動車使用管理実施報告書 | |
| 1 行動目標の達成状況 | |
| 2 行動目標達成・未達成の理由 | |
| 3 行動計画の実施状況及び見直し内容 | × |
| 4 その他(環境保全活動の取り組み等)の実施状況 | × |

(別紙1)~(別紙2)については公表いたしません。

EMS認証取得している事業者は記入を要しません。

勧告・公表

(札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則第17条、第18条、第27条、第28条)



サッポロECOメニュー



事業者の自主的な環境配慮活動の実施及び計画の策定を支援するガイドブックとして、「サッポロECOメニュー」を発行しています。

このガイドブックでは、環境配慮の具体的な取り組み事例として、節水・節電などのすぐに始められるものから、省エネ機器の導入といったものまで、各業種別の特性を反映して、幅広く段階的な取り組みを紹介しています。

～ サッポロECOメニューシリーズ～

百貨店・スーパー編

ホテル・旅館業編

道路運送業編

金融・保険・不動産業編

建設業編

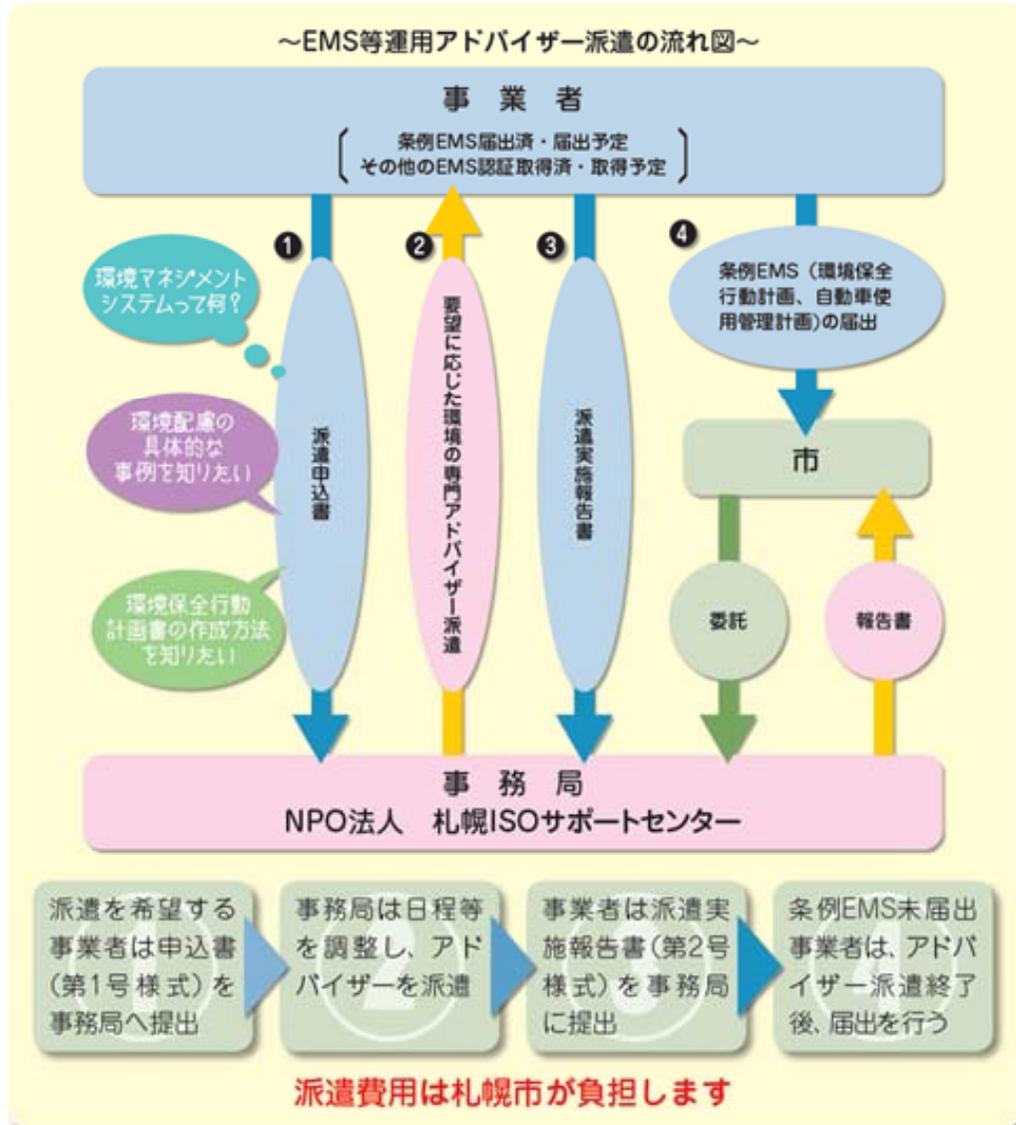
食品製造業編

広告・印刷業編

教育機関編

医療機関編

EMS等運用アドバイザー派遣制度



既に環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業者、これから取り組もうとしている事業者を対象として、環境マネジメントシステムの専門家を派遣しています。

事業活動の現場に専門家が出向き、「環境マネジメントシステムとは何か」「より効果的な実践方法」など、ニーズに沿ったアドバイスを行い、事業者の取り組みを支援します。

お問い合わせ先

- 札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当課
- 電話：011-211-2879
- FAX：011-218-5108
- Eメール：kan.ems@city.sapporo.jp
- ホームページ：
http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_jyorei/index.html